

# 熊本県有明海区漁業調整委員会

## 第529回議事録

令和7年（2025年）5月8日開催

## 第529回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和7年(2025年)5月8日(木)午後3時から

開催場所 県庁本館5階 審議会室

出席者

(出席委員) 橋本孝 西川幸一 廣田義治 木村武志 八塚夏樹 佐小田眞智子

(Web) 小森田智大

(欠席委員) 藤森隆美 吉本勢治 浜口多美雄

(水産振興課) 課長補佐 松尾竜生

(事務局) 事務局長(課長補佐) 石動谷篤嗣 主幹 堀田英一 主幹 宗達郎

参事 徳留剛彦 技師 寺嶋卓海

議 事

(1) 議題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

(2) 報告

日本海・九州西広域漁業調整委員会による有明海がざみたも網その他すくい網の採捕禁止期間に係る委員会指示について

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第529回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催に当たり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は、10名中7名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。「第529回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。過不足等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、橋本会長お願いします。

議長

それでは、ただ今から第529回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は西川委員と廣田委員にお願いいたします。なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

## 水産振興課

それでは議事に入りたいと思います。第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則第11条において、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。

また、同条第3項において公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明します。資料2ページから12ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。

まず、法令集の上から1枚目の下段の2番になります。今回公示を予定している漁業は、新規許可では、大目流し網漁業、許可の有効期間満了に伴う許可は、いかかご漁業、かにかご漁業及び囲い刺し網漁業です。

最初に新規の許可の大目流し網漁業についてです。法令集の上から2ページ目に漁法、操業区域や隻数を示しています。スライド3番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、潮流によって漁具を流して、さわら、まながつお、たい等を漁獲します。周年操業が可能ですが、6月から8月が盛期、主な時期となっています。主な漁場は、有明海の中部等です。操業区域はスライド4で着色している有共第12号共同漁業権漁場内で許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料3ページに記載のとおりとなっています。

以上新規許可の漁業についてご説明しました。つづきまして、期間満了に伴う3つの漁業についてご説明します。

まず、いかかご漁業についてです。スライドは、5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。スライド5番の図のようなかごを海底に設置し、こういか等を漁獲します。漁期は、12月から翌年5月までとなっており、有明海、不知火海で操業されています。今回、

公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド6番で着色している有共第8号共同漁業権漁場内と有共第21号共同漁業権漁場内の一部の区域です。許可予定の隻数は3隻であり、その他の内容は、資料4ページから5ページに記載のとおりとなっています。いかかご漁業については、以上です。

次に、かにかご漁業についてです。スライドは7番と8番です。名称のとおり、かごによりかきを漁獲する漁法です。県内各地で行われており、今回は9件の制限措置の公示を予定しています。漁業時期については、8月1日から12月31日までとなっています。制限措置は、資料6ページから8ページに記載していますが、操業区域ごとに設定しており、単独の地先漁業権漁場が2件、単独と21号共同漁業権の組み合わせが7件あります。各共同漁業権の位置につきましては、参考図を色分けしております。なお、許可予定の隻数は、それぞれ操業区域ごとに異なり、合計で22隻、そのほかの内容は、資料に記載のとおりとなっています。かにかご漁業については以上です。

最後に、囲い刺し網漁業についてです。スライドは、9番と10番です。囲い刺し網漁業では、魚群を取り囲むように網具を設置し、海面をたたくなどしておどし、網具に絡ませて漁獲します。主にぼら、このしろ、ぶりを漁獲します。周年操業は可能となっていますが、主に10～翌年4月頃に県内各地で操業されている漁業になります。今回、13件の制限措置の公示を予定しています。制限措置は、資料9ページから12ページに記載していますが、操業区域ごとに設定しており、単独の漁業権漁場が5件、単独と21号共同漁業権の組み合わせが8件あります。各共同漁業権漁場の位置につきましては、スライド10番で色分けしております。なお、許可予定の隻数は、それぞれ操業区域ごとに異なり、合計で44隻、その他の内容は、資料に記載のとおりとなっています。囲い刺し網漁業については、以上です。

許可の申請期間についてです。スライド11番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、令和7年5月19日から令和7年5月23日までを予定しています。次に、期間満了に伴う許可の申請期間ですが、いかかご漁業の申請期間は令和7年5月19日から令和7年6月13日まで、かにかご漁業の申請期間は令和7年5月19日から令和7年5月23日まで、囲い刺し網漁業の申請期間は令和7年5月19日から令和7年6月13日までを予定しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今水産振興課から第1号議案について説明がありました、委員の皆様からご意見ご質問ございませんか。

委員

特にありません。

議長

特に無いようですので、第1号議案について、「意見なし」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは第1号議案については、「意見なし」と、答申いたします。

次に、報告になりますが、「日本海・九州西広域(にしこういき)漁業調整委員会指示第八十一号」有明海における浮きがざみのたも網等による採捕禁止について、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。資料は13ページから15ページになります。日本海・九州西広域漁業調整委員会より、有明海におけるがざみたも網その他すくい網の採捕禁止期間に係る委員会指示についての報告になります。

こちらの委員会指示については、令和7年2月25日に発出されており、県では各漁協等の関係者に周知を予定しておりますが、14ページのとおり周知依頼があっていることから熊本県有明海区漁業調整委員会でもご報告させていただきます。

具体的な指示の内容を読み上げます。有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第二条第一項に規定する有明海において、令和7年6月1日から同年6月15日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。指示の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。

事務局より添付資料のリーフレットを各組合に送付し、組合事務所等の皆さまが目にする所へ掲示してもらいますので、周知に御協力いただけると幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上となります。

議長

ただ今、事務局から説明がありました、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員

特にありません。

議長

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

特にありません。

議長

事務局はありますか。

事務局

2点ご報告があります。1点目は、全国海区漁業調整委員会連合会から10年以上継続して委員に就任いただいている熊本県有明海区の橋本会長と吉本副会長、天草不知火海区の桑原委員の3名の委員に対して、5月12日に開催される全国海区漁業調整委員会連合会通常総会後の表彰式へ出席のご案内がありました。関係委員の方を代表して、熊本県有明海区の橋本会長に表彰式及び総会に御出席いただく予定としておりますので、お知らせいたします。

2点目は、6月上旬に、次回の委員会開催を予定しております。内容は、マサバ・ゴマサバ及びブリに係る県の資源管理方針の改正と、TAC管理に関する件を予定しておりますので、ご出席のほどよろしく願いいたします。日時等につきましては、日程調整の上、近日中にお知らせ致しますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長

それでは、これで第529回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。どうもありがとうございました。